

リリース予定日：2017年11月10日

機能改修を以下の通り実施致します。

派遣元会社マスタ 請求書住所項目追加 ※請求管理機能を利用されている場合は、必ず登録してください。

No	区分	対象画面	内容
1	変更	派遣元パワーユーザ 派遣元会社マスタ 派遣元会社マスタ変更	<p>派遣元会社マスタ ■派遣元会社情報 請求書情報へ“請求書住所”項目を追加 請求書住所項目（〒、住所1、住所2）へ登録した情報が、請求書の派遣元住所欄へ表示されます。 項目追加に伴い、会社情報CSVアップロード、ダウンロード項目も追加となります。 請求機能を利用されている場合は、リリース後必ず“請求書住所”へ登録してください。 ※派遣元会社マスタの登録は、パワーユーザ（マスタ管理者）様にて実施してください。 ※現在は、ログインしているユーザに紐づく部署情報の住所を請求書へ反映しています。 リリース後は、請求情報提出時に派遣元請求書住所情報を派遣元会社マスタより取得し、請求書へ表示します。 請求情報変更を行わない限り、提出時の住所情報を維持します。 派遣元請求書住所情報の変更を行う場合は、派遣元会社マスタの住所を変更後、請求情報検索より再度請求情報の提出を行います。</p>

■派遣元パワーユーザ 派遣元会社マスタ検索_派遣元会社マスタ変更画面イメージ

“請求書住所”項目を追加
 項目：〒、住所1、住所2
 登録した情報は、請求書の派遣元住所欄へ表示されます。
 請求書住所欄が空欄の場合、請求書の派遣元住所欄へ住所が反映されません。
請求機能を利用される場合は、必ず登録してください。

■請求管理 請求書 帳票イメージ

派遣元請求書住所
 派遣元会社マスタ 請求書住所へ登録された情報（〒、住所1、住所2）が表示されます。

次ページへ続く

リリース予定日：2017年11月10日

機能改修を以下の通り実施致します。

契約管理 労働者派遣個別契約書（帳票）“安全及び衛生”文言一部変更

No	区分	対象画面	内容
2	変更	派遣元利用ユーザ 契約管理 契約検索 労働者派遣個別契約書 労働者派遣個別契約書イ メージ	労働者派遣個別契約書（帳票）“安全及び衛生”文言一部変更 <変更内容> 変更前：「派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2～」 変更後：「派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3～」 リリース日以降、作成、修正を行う契約より反映致します。 ※2017年1月に労働者派遣法第47条の3（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）の追加により変更を行います。

■労働者派遣個別契約書 続き 帳票イメージ

契約No. 000065418-000		2017年10月04日
労働者派遣個別契約書 続き		
労働者派遣契約の解除の事前申入れ	派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。	
就業機会の確保	派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業を斡旋することなどにより、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。	
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣元による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の手当をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。	
労働者派遣契約の解除の理由の明示	派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に、労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。	
派遣先が労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣先が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元に示すこと、派遣元が、職業紹介を行うことが可能な場合は、職業紹介により紹介手数料を支払うことなどその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために措置を講ずることとする。	
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> “安全及び衛生”文言一部変更 「第47条の2」を「第47条の3」へ変更 </div>
派遣労働者の福祉の増進のための便宜供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える給食施設、休憩室、及び更衣室については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えることに配慮しなければならないこととする。	
派遣労働者の限定	無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。限定する場合は、別途備考欄へ記載する。	

“安全及び衛生”文言一部変更
 「第47条の2」を「第47条の3」へ変更

安全及び衛生
 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

■本改修に伴うマニュアル類の改定について

本改修に伴い、マニュアルの改訂を実施いたします。改訂版マニュアルにつきましては、2017年11月9日にHRstationオンラインサービスへ掲載を予定しております。掲載のご案内は、HRstationログイン画面_お知らせ画面にご案内いたします。

※HRstationオンラインサービス：HRstationログイン後の上部に表示される「FAQ&サポート」よりご利用いただけます。

